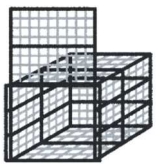


捕獲許可はありますか？

許可なく野生鳥獣を捕まえることは、



違法

です。

野生の鳥獣（鳥類及びほ乳類）を捕まえたり、卵をとったりすることは、法律※によって、原則禁止されています。

飼育はもちろん、生活環境や農業に被害を引き起こしている場合でも、許可なく野生鳥獣を捕まえると、違法になることがあります。

違法に野生鳥獣を捕獲した場合は、罰則があります。

※鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

安易に捕獲しようとすると思わぬトラブルになることも・・・

- 誤ってネコが捕まったことに気づかず、熱中症でしなせてしまい、飼い主との間で訴訟問題になった
- 捕獲した野生動物の扱い方がわからず、ひっかかれてケガをしてしまった
- 屋根裏に檻を設置したが、捕まった野生動物が暴れるので檻を動かせず、糞尿で天井が傷んでしまった など

野生動物による被害でお困りのときは、自分で捕まえようとせず、環境保全課までご相談ください。

西尾市環境部環境保全課環境保全担当 TEL34-8111